

## 会 議 録

会議体名	平成25年度第2回豊島区男女共同参画推進委員会	
開催日時	平成26年3月18日（火）午後2時00分～2時40分	
場 所	本庁舎4階 第一委員会室	
出席者	委員・幹事	副区長・総務部長・区民部長・文化商工部長・保健福祉部長・池袋保健所長・子ども家庭部長・教育委員会事務局教育総務部長・企画課長・人事課長・男女平等推進センター所長・区民活動推進課長・生活産業課長（代理）・学習・スポーツ課長・高齢者福祉課長（代理）・生活福祉課長・中央保健福祉センター所長・健康推進課長（代理）・長崎健康相談所長・子ども課長・子育て支援課長・教育指導課長・人事課人事担当係長・生活福祉課保護第四係長・地域保健課地域保健担当係長・子育て支援課子ども家庭・女性相談係長・公園緑地課公園管理事務所主査
	事務局	男女平等推進担当係長他2名
公開の可否	会議	非公開
	会議録	公開
会議次第	1. 開会 2. 議題 （1）第3次としま男女共同参画推進プラン平成24年度実施状況報告について （2）配偶者暴力相談支援センター開設後の状況について （3）ワーク・ライフ・バランスに関する区内企業の意識・実態調査アンケート概要について（速報）	
提出された資料	資料1 としま男女共同参画推進プラン—第3次豊島区男女共同参画推進行動計画及び豊島区配偶者等暴力防止基本計画—「平成24年度実施状況報告（案）」 資料2 配偶者暴力相談支援センターの相談等実績報告 資料3 ワーク・ライフ・バランスに関する区内企業の意識・実態調査について	

## 会 議 録

### 議題

#### (1) 第3次としま男女共同参画推進プラン平成24年度実施状況報告について

説明者： 資料1に基づき、第3次としま男女共同参画推進プラン平成24年度実施状況報告について説明。

第3次としま男女共同参画推進プラン実施状況報告については、平成24年度に計画を開始してから、初めての報告となる。各事業所管課からの実施状況報告及び30の評価指標により進捗状況をチェックしている。本日の推進委員会で実施状況報告書を評価検討していただいた後、男女共同参画推進会議に報告する予定である。

委員長： 報告によると目標達成まで相当努力をしなければならないところがある。先日の新聞記事に上場企業1,150社で、管理職に占める女性割合は4.9%とあった。国は、2020年までに30%にするという目標を掲げているが、これは難しいと思う。目標を高くすることも大切だが、掲げただけでは意味がない。それに向けての具体策がないと目標達成が見えてこない。

事務局： 平成24年度から始まった計画であり、まだ成果として上がってきていないところがあるが、区の審議会の女性割合については、区の努力で上がるのではないかと男女共同参画推進会議から指摘され、比較的高い40%という目標値を掲げたが、平成24年度は下がってしまっている。事務局としては、人材を発掘するとともに、様々な意見を反映させることの意義をきちんと区内に浸透させていくことが足りなかったと反省している。それ以外の施策では、区だけの努力ではなかなか改善していかないところがたくさんあるので、非常に難しい。

委員長： 具体的な提案はないか。

事務局： 配偶者等暴力防止基本計画は、初めての計画ということもあり、施策ごとに細かく活動計画や活動指標を設定しているので、比較的具体的な成果がわかるが、それ以外のところは施策に対する成果の評価指標のみを定めているだけなので、成果が見えにくい。成果指標にたどり着くまでの活動も細かくすべきだったと思っている。次回の計画策定時には工夫をしたいと考えている。

委員長： 国のほうで、女性が社会参加することが経済の発展につながるというような言い方を時々することがあり、少し違和感を覚える。区は、そのような切り口ではなく、あくまでも、女性の人権というような視点からということではどうか。

委員： 事務局も、国のような視点からの発言をしていることもあるが、どうなのか。

事務局： アベノミクス風に経済発展に絡めたほうが、一般に受け入れやすいところはある。ただ第一義的には、すべての人の人権が尊重され、自分の能力が発揮できる社会を目指すということなので、本来はちょっと違うと考えている。男女共同参画推進会議の委員からは、女性の活躍を促進するのなら、あわせてその処遇も上げていかないとだめだと言われている。

委員長： 当然そういうことになるだろう。

委員： 20ページの「PTA会長に占める女性の割合」と「町会の会長に占める女性の割合」は、かなり目標値を高く設定しているが、目標達成に向けて何か働きかけをしているのか。

事務局： 男女平等推進センターが具体的に何かしているということはない。「PTAの会長に占める女性の割合」と26ページの「PTA役員（除く会長）に占める男性の割合」を目標4の評価指標に掲げている。今までは、役員には女性が多いが、トップの会長だけは男性というところが多かったのが、男女半々で参加しようということで掲げている。しかしながら役員等はそれぞれ

## 会 議 録

れのところで決めることなので、区が立ち入っていけないようなところがある。町会についても同じである。現在129町会で女性の会長は4名だけである。

委員： 28ページ「要支援・要介護認定を受けている高齢者の割合」で、計画目標が数値ではなく下向きの矢印で表現されており、グラフでは0%になっている。これは表現としては仕方ないのか。また、要介護認定を受けている高齢者の割合は今後増えてくるだろうと思われるが、このような状況で「要支援・要介護認定を受けている高齢者の割合」を計画目標に掲げていること自体いかがか。特に今、地域包括支援センター等で、ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯に直接アウトリーチをしており、放置された状態にしないためには、当然サービスを勧めるので、どうしても要介護認定を受けるということになる。今、要介護認定を受けの人がどんどん増えているという状況であり、これをずっと目標として掲げておということには、少し疑問を感じる。これから介護予防に力を入れていくとすると、要介護認定を受けた人というよりも、むしろ介護予防に取り組んだ人とか自立に向かった人を目標にもってくるのはどうか。

委員： 現状としては、高齢者は女性の率が高いので、介護予防に参加されるのは圧倒的に女性が多い。女性はすでに積極的に介護予防に参加されているので、今は、男性にいかにして参加してもらうかということが課題になっている。高齢者に限っては、女性の参加率はかなり上がっているので、むしろ男性の介護予防参加者数の向上等を取り上げたほうが課題としてはふさわしいのではないか。

事務局： ここで「要支援・要介護認定を受けている高齢者の割合」の減少を指標に使ったのは、元気な高齢者を増やすということの裏返しである。ご指摘いただいたように指標の表現としては介護予防に参加した人数の増加、すなわち元気な高齢者の割合を増やすということで考えたい。また、男性の参加者を増やそうというところもあると思うが、高齢者は絶対数的に女性のほうが多いので、事業を実施するにあたり何か工夫をしないと女性のほうが多くなってしまわないか。

委員： 介護予防の関係で健康長寿医療センターが行っている認知症予防の絵本読み聞かせなどでも、豊島区は他の自治体と比べると男性の参加が少なく、女性の参加率が高いというのが顕著であるというようなことを言われた。

委員： 他の自治体と比較して、男性の参加が少なく、女性が多いということは特にないと思う。ただ男性の参加者数は、事業の内容によっても、かなり違って、男性が好む内容というのは限られている。女性は友達同士で参加したり、口コミでどんどん広がっていったりするが、男性の場合は、そのような傾向が非常に低く、その辺で参加者が広がっていかないということが一つ、男性が好む内容というのが今のところちょっと限られているということがあり、どこの自治体でも男性の孤立、ひとり暮らしの方の閉じこもりが問題になっており、それをどうするかということが課題になっている。

委員長： 他にご意見がなければ、この実施状況報告を了承して男女共同参画推進会議に上げることとしたい。  
⇒報告のとおり了承する。

### 議題

(2) 配偶者暴力相談支援センター開設後の状況について

## 会 議 録

説明者： 資料2に基づき配偶者暴力相談支援センター開設後の状況について説明。

予定どおり平成25年12月1日付けで配偶者暴力相談支援センターに指定をした。男女平等推進センターだけではなく、子育て支援課等の関係各課あるいは関係機関と連携して業務を実施している。

周知については「広報としま」に開設についての記事を掲載した。また周知用のシールを作成し、区内の駅や商業施設等、女性の目につきやすい場所に掲示をお願いした。すでに7施設でシールの掲示をしていただいている。なお、現在も周知用シール掲示の協力施設の拡大を図っているところである。これは女性トイレの個室の目の高さに、目立つような形で相談電話の利用案内シールを貼ることにより周知を図るというものである。さらに、いろいろな商業施設や駅、ホテル等にアプローチをしており、順次拡大を図っているところである。

開設から平成26年2月28日までの3か月間の相談件数は、男女平等推進センター13件、子育て支援課47件、合計60件である。証明書発行は9件であり、そのうち2件は、臨時福祉給付金関係の証明書類である。

委員長： 証明書とはどのような証明書なのか。

事務局： 例えば、住民基本台帳用は住民票の閲覧制限等の申出(豊島区ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の支援に関する事務取扱要綱による「住民基本台帳事務における支援措置申出」)のための証明である。また、健康保険用は夫の保険から抜けるための証明書である。証明書は3月にも1件発行しているので、開設以来10件となる。

委員長： どのような相談が多いのか。

事務局： 具体的には申し上げられないが、最近の相談では、他区から豊島区に逃げてきて親の所に一時的に身を寄せ隠れているというようなご相談があった。また、直接的な暴力は今はないが、長年暴言を吐かれ続けていて、精神的に辛く我慢ができないので保護してもらいたいが、身体的な暴力を振るわれていないと保護されないのかというようなご相談もあった。

今まで、相談事業の周知方法は、主に「広報としま」と男女平等推進センターで作成した「DV相談カード」の公共施設トイレへの設置・配布であった。今回は新たにシールを作成し、今のところ都営三田線の巣鴨駅及び西巣鴨駅、東京メトロの池袋駅、東京芸術劇場、ルミネ池袋などの女子トイレの個室に貼っていただいている。トイレのシールを見て相談してきたという方が増えてきている。池袋はターミナル駅なので利用者が多く効果的な周知ができると考えている。JRは現在交渉中であり、また他の女性が多く利用する商業施設等にも順次ご協力を依頼しているところである。まだ返事がないところもあり、今後協力施設が増えてくる可能性はあると考えている。

委員長： 男女平等推進センターへの相談13件のうちの9件が証明書の発行につながったということか。

事務局： 証明書の発行が必要な相談は、全て子育て支援課で受けたものである。子育て支援課で相談を受け、実際の支援に入るにあたって、各種の証明書が必要になってくるというパターンが多い。男女平等推進センターは入り口のところで相談を受け、それを子育て支援課につなぐというような形になっている。

委員： 従来から子育て支援課と男女平等推進センターで相談業務を行っているが、12月1日から配

## 会 議 録

偶者暴力相談支援センターに指定したということで、前年の同時期と比較して相談が増えているのか。事務局の説明では、シールを見て電話をしてくるという方が増えてきているとのことだが、実際に相談件数は増えているのか。

委員： 子育て支援課としては、12月1日から特段件数が増えたという印象はない。ただ、区が証明書を発行できるようになったという部分では若干相談の幅が広がったと思っている。

事務局： 男女平等推進センターも、相談件数が激増したというわけではない。今までもDV相談カードは公共施設や医療機関で配布していたが、相談のきっかけとしては知人に聞いたなど口コミや民生委員さんから言われてということが多く、カードを見て相談してきたという方は少なかったが、最近は周知用シールを見て相談してくる方が多いということである。今後、公共施設は引き続き相談カードで周知を図っていこうと考えているが、民間の商業施設等については、在庫管理が必要なカードはなかなか置いていただけないということもあり、シール形式にしたので、シールを貼ってくださるところを拡大していこうと考えている。

委員長： 他に質問等なければ了承ということによろしいか。

⇒報告のとおり了承する。

### 議題

#### (3) ワーク・ライフ・バランスに関する区内企業の意識・実態調査について

事務局： 平成25年度第1回男女共同参画推進会議の際、今年度、区内企業に対してワーク・ライフ・バランスに関する意識・実態調査を行う旨をご説明しており、年度末には結果までご報告できる予定であったが、総務省統計局の事業所データを利用させていただく手続き等に若干時間がかかってしまい、現在は回答の集計中である。速報ということで、調査概要、回収率のところだけ、ご報告をさせていただく。

説明者： 資料3に基づき、ワーク・ライフ・バランスに関する区内企業の意識・実態調査アンケート概要について説明。

調査対象の抽出方法は、総務省統計局から提供していただいた平成24年経済センサス活動調査を参照し、区内に事業所があり、従業員数が10人以上の企業2,463社から1,500社を無作為に抽出した。

調査方法は、郵送配布、郵送回収である。

回収数は328社、回収率は21.8%だった。

調査期間は平成26年1月7日から1月24日の約2週間で行った。

調査票の集計については、入札により株式会社帝国データバンクに業務委託しており、現在集計中である。委託の履行期限は平成26年3月28日なので、調査結果については、次回の男女共同参画推進委員会でご報告する。

⇒報告のとおり了承する。

委員長： 以上ですべて終了する。